

令和6年12月1日からの、日立・高萩広域下水道組合工事における
低入札価格調査基準価格の計算方法についてお知らせします

1. 計算の基礎となる「合計額」を算出します

令和6年12月1日以降に実施された工事入札

対象となる工事の、

- ①直接工事費×0.97
- ②共通仮設費×0.90
- ③現場管理費×0.90
- ④一般管理費×0.68

①②③④の合計額の、万円未満を切捨てた額を「合計額」とする。

2. 「合計額」をもとに「低入札価格調査基準価格」が決定します。

令和6年12月1日以降に実施された工事入札

「低入札価格調査基準価格」は、1.で求めた「合計額（万円未満切捨）」とする。
ただし、以下の場合を除く。

- ・「合計額（万円未満切捨）」が、税抜予定価格の92%を超える場合は、税抜予定価格の92%（万円未満切捨）を「低入札価格調査基準価格」とする。
- ・「合計額（万円未満切捨）」が、税抜予定価格の75%未満の場合は、税抜予定価格の75%（万円未満切捨）を「低入札価格調査基準価格」とする。

入札価格が「低入札価格調査基準価格」未満であったときは、**低入札
価格調査の対象**となります。

低入札価格調査制度の対象となる工事は下記のとおりです

・競争入札により契約を締結しようとする、

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事及、電気工事のうち、

税込設計金額が 1千万以上のもの

・競争入札により契約を締結しようとする、

上記以外の工事のうち、税込設計金額が 500万円以上のもの